



発行 新潟県

第76号

令和7年9月26日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 40 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（地域医療政策課）

告 示

- 891 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額の一部改正（総務事務センター）
- 892 肥料の登録の失効（農産園芸課）
- 893 肥料の登録（農産園芸課）
- 894 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 895 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 896 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 大規模小売店舗の新設（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の新設（地域産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- プロポーザル競技の結果（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

公安委員会規則

- 13 新潟県警察組織規則の一部を改正する規則（警務課）

規 則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月26日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第40号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1～20 （略）	1～20 （略）
21 歯科料金	21 歯科料金
（1）歯冠修復	（1）歯冠修復
ア 全部被覆冠	ア 全部被覆冠
（ア）セラミック <u>130,570円</u>	（ア）セラミック <u>129,190円</u>
（イ）CAD／CAMオールセラミッククラウン <u>143,000円</u>	（イ）CAD／CAMオールセラミッククラウン <u>128,730円</u>
（ウ）エンジェルクラウン <u>80,550円</u>	（ウ）エンジェルクラウン <u>79,230円</u>
（エ）e．max <u>80,550円</u>	（エ）e．max <u>79,230円</u>
（オ）ハイブリッドセラミックス金合金 <u>132,000円</u>	（オ）ハイブリッドセラミックス金合金 <u>75,780円</u>
（カ）ハイブリッドセラミックス金パラジウム合金 <u>99,000円</u>	（カ）ハイブリッドセラミックス金パラジウム合金 <u>70,280円</u>
（キ）ハイブリッドセラミックスJK <u>66,000円</u>	（キ）ハイブリッドセラミックスJK <u>63,680円</u>
（ク）金合金 <u>132,000円</u>	（ク）金合金 <u>75,260円</u>
（ケ）チタン <u>61,600円</u>	（ケ）チタン <u>59,520円</u>
（コ）金パラジウム <u>88,000円</u>	（コ）金パラジウム <u>34,600円</u>
イ 3／4冠、4／5冠及び硬質レジン前窓冠	イ 3／4冠、4／5冠及び硬質レジン前窓冠
（ア）ハイブリッドセラミックス <u>51,890円</u>	（ア）ハイブリッドセラミックス <u>50,130円</u>
（イ）金合金 <u>99,000円</u>	（イ）金合金 <u>68,970円</u>
（ウ）チタン <u>56,100円</u>	（ウ）チタン <u>51,370円</u>
（エ）金パラジウム <u>82,500円</u>	（エ）金パラジウム <u>29,370円</u>
ウ （略）	ウ （略）
エ インレー	エ インレー
（ア）セラミック <u>61,900円</u>	（ア）セラミック <u>60,580円</u>
（イ）e．max <u>61,900円</u>	（イ）e．max <u>60,580円</u>
（ウ）ハイブリッドセラミックス <u>51,890円</u>	（ウ）ハイブリッドセラミックス <u>50,130円</u>
（エ）金合金 <u>88,000円</u>	（エ）金合金 <u>56,180円</u>
（オ）チタン <u>49,500円</u>	（オ）チタン <u>44,080円</u>
（カ）金パラジウム <u>71,500円</u>	（カ）金パラジウム <u>24,520円</u>
オ コア	オ コア

- (ア) 金合金 37,400円
- (イ) チタン 16,500円
- (ウ) 金パラジウム 22,000円
- (エ) その他の合金 16,500円
- (オ) ファイバー 14,600円
- (カ) コンポジットレジン (ポストを含む。)
11,000円

カ ベニア修復

- (ア) セラミック 78,400円
- (イ) ハイブリッドセラミックス 64,010円
- (ウ) コンポジットレジン 51,170円

キ テンポラリークラウン 1歯につき
4,700円

(2) 欠損補綴

ア 局部床義歯

- (ア) 金合金
 - a 1床1歯から1床4歯まで 550,000円
 - b 1床5歯から1床8歯まで 605,000円
 - c 1床9歯から1床12歯まで
627,000円
 - d 1床13歯及び1床14歯 660,000円
- (イ) 金パラジウム合金
 - a 1床1歯から1床4歯まで 495,000円
 - b 1床5歯から1床8歯まで 550,000円
 - c 1床9歯から1床12歯まで
572,000円
 - d 1床13歯及び1床14歯 605,000円

- (ウ) その他の合金 (チタン、コバルトクロム等)
 - a 1床1歯から1床4歯まで 278,160円
 - b 1床5歯から1床8歯まで 308,960円
 - c 1床9歯から1床12歯まで
341,010円
 - d 1床13歯及び1床14歯 357,510円
- (エ) ノンクラスプデンジャー
 - a コバルトクロム金属床併用

- (ア) 金合金 18,780円
- (イ) チタン 14,380円
- (ウ) 金パラジウム 8,020円
- (エ) その他の合金 8,880円
- (オ) ファイバー 13,280円
- (カ) コンポジットレジン (ポストを含む。)
8,880円

カ ベニア修復

- (ア) セラミック 77,080円
- (イ) ハイブリッドセラミックス 62,690円
- (ウ) コンポジットレジン 49,850円

キ テンポラリークラウン 1歯につき
3,380円

(2) 欠損補綴

ア 局部床義歯

- (ア) 金合金
 - a 1床1歯から1床4歯まで 425,790円
 - b 1床5歯から1床8歯まで 454,390円
 - c 1床9歯から1床12歯まで
483,000円
 - d 1床13歯及び1床14歯 506,100円
- (イ) 金パラジウム合金
 - a 1床1歯から1床4歯まで 397,190円
 - b 1床5歯から1床8歯まで 412,590円
 - c 1床9歯から1床12歯まで
455,500円
 - d 1床13歯及び1床14歯 497,300円

- (ウ) その他の合金 (チタン、コバルトクロム等)
 - a 1床1歯から1床4歯まで 261,090円
 - b 1床5歯から1床8歯まで 291,890円
 - c 1床9歯から1床12歯まで
323,810円
 - d 1床13歯及び1床14歯 340,310円
- (エ) ノンクラスプデンジャー
 - a コバルトクロム金属床併用

(a) 1床1歯から1床4歯まで <u>231,000円</u> (b) 1床5歯から1床8歯まで <u>258,500円</u> (c) 1床9歯から1床12歯まで <u>286,000円</u> (d) 1床13歯及び1床14歯 <u>319,920円</u> b 金属床非併用 (a) 1床1歯から1床4歯まで <u>89,960円</u> (b) 1床5歯から1床8歯まで <u>116,620円</u> (c) 1床9歯から1床12歯まで <u>143,470円</u> (d) 1床13歯及び1床14歯 <u>157,220円</u> イ 暫間義歯及び新製作義歯（人工歯を含む。） (ア) 少数歯（1歯から8歯まで） <u>16,410円</u> (イ) 多数歯（9歯から14歯まで） <u>29,300円</u> (ウ) 総義歯 <u>46,460円</u> (エ) 線鉤 1装置につき <u>4,150円</u> (オ) 鑄造鉤 1装置につき <u>4,620円</u> ウ 総義歯 (ア) 金合金 <u>715,000円</u> (イ) 金パラジウム合金 <u>660,000円</u> (ウ) コバルトクロム合金 <u>352,000円</u> (エ) チタン <u>407,000円</u> エ 鑄造鉤 (ア) 金合金 a 特殊型 <u>88,000円</u> b 両翼鉤及び双子鉤 <u>88,000円</u> (イ) 金パラジウム合金 a 特殊型 <u>55,000円</u> b 両翼鉤及び双子鉤 <u>55,000円</u> (ウ) その他の合金 a 特殊型 <u>22,000円</u> b 両翼鉤及び双子鉤 <u>16,500円</u> オ 線鉤	(a) 1床1歯から1床4歯まで <u>132,090円</u> (b) 1床5歯から1床8歯まで <u>231,090円</u> (c) 1床9歯から1床12歯まで <u>259,700円</u> (d) 1床13歯及び1床14歯 <u>302,850円</u> b 金属床非併用 (a) 1床1歯から1床4歯まで <u>86,990円</u> (b) 1床5歯から1床8歯まで <u>113,390円</u> (c) 1床9歯から1床12歯まで <u>139,800円</u> (d) 1床13歯及び1床14歯 <u>151,900円</u> イ 暫間義歯及び新製作義歯（人工歯を含む。） (ア) 少数歯（1歯から8歯まで） <u>11,460円</u> (イ) 多数歯（9歯から14歯まで） <u>21,050円</u> (ウ) 総義歯 <u>36,560円</u> (エ) 線鉤 1装置につき <u>1,780円</u> (オ) 鑄造鉤 1装置につき <u>4,360円</u> ウ 総義歯 (ア) 金合金 <u>596,880円</u> (イ) 金パラジウム合金 <u>555,080円</u> (ウ) コバルトクロム合金 <u>331,420円</u> (エ) チタン <u>386,780円</u> エ 鑄造鉤 (ア) 金合金 a 特殊型 <u>24,280円</u> b 両翼鉤及び双子鉤 <u>18,780円</u> (イ) 金パラジウム合金 a 特殊型 <u>18,780円</u> b 両翼鉤及び双子鉤 <u>14,930円</u> (ウ) その他の合金 a 特殊型 <u>15,640円</u> b 両翼鉤及び双子鉤 <u>15,200円</u> オ 線鉤
---	---

(ア) 金合金 両翼鉤及び双子鉤 <u>44,000円</u> (イ) その他の合金 両翼鉤及び双子鉤 <u>11,000円</u> カ フック、スパー及びレスト (ア) 金合金 <u>66,000円</u> (イ) 金パラジウム合金 <u>33,000円</u> (ウ) その他の合金 <u>11,000円</u> キ 鑄造バー (ア) 金合金 <u>220,000円</u> (イ) 金パラジウム合金 <u>110,000円</u> (ウ) その他の合金 <u>33,000円</u> ク 屈曲バー <u>16,500円</u> ケ 根面キャップ (金合金) <u>88,000円</u> コ 咬合面鑄造金属歯 (ア) 金合金 1 歯につき <u>66,000円</u> (イ) 金パラジウム合金 1 歯につき <u>33,000円</u> (ウ) その他の合金及び合金の隙 1 歯につき <u>8,800円</u> サ・シ (略) ス 診断設計料 (ア) 磁性アタッチメント 1 箇所につき <u>15,400円</u>に使用材料 (マグネット材料) の購入価格を加えた額に1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) (イ) 部品交換 1 箇所につき <u>7,700円</u>に使用材料 (マグネット材料) の購入価格を加えた額に1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) (ウ) その他のアタッチメント 1 箇所につき <u>46,200円</u>に使用材料 (金属代及びアタッチメント材料) の購入価格を加えた額に1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) (エ) テレスコープ 1 歯につき <u>59,500円</u>に使用材料 (金属代) の購入価格を加えた額に1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して	(ア) 金合金 両翼鉤及び双子鉤 <u>18,920円</u> (イ) その他の合金 両翼鉤及び双子鉤 <u>9,020円</u> カ フック、スパー及びレスト (ア) 金合金 <u>13,280円</u> (イ) 金パラジウム合金 <u>10,530円</u> (ウ) その他の合金 <u>8,940円</u> キ 鑄造バー (ア) 金合金 <u>60,580円</u> (イ) 金パラジウム合金 <u>46,280円</u> (ウ) その他の合金 <u>30,940円</u> ク 屈曲バー <u>13,280円</u> ケ 根面キャップ (金合金) <u>23,180円</u> コ 咬合面鑄造金属歯 (ア) 金合金 1 歯につき <u>12,180円</u> (イ) 金パラジウム合金 1 歯につき <u>9,320円</u> (ウ) その他の合金及び合金の隙 1 歯につき <u>6,740円</u> サ・シ (略) ス 診断設計料 (ア) 磁性アタッチメント 1 箇所につき <u>14,000円</u>に使用材料 (マグネット材料) の購入価格を加えた額に1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) (イ) 部品交換 1 箇所につき <u>7,000円</u>に使用材料 (マグネット材料) の購入価格を加えた額に1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) (ウ) その他のアタッチメント 1 箇所につき <u>42,000円</u>に使用材料 (金属代及びアタッチメント材料) の購入価格を加えた額に1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) (エ) テレスコープ 1 歯につき <u>54,500円</u>に使用材料 (金属代) の購入価格を加えた額に1.1を乗じて得た額 (10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して
---	--

得た額) セ～タ (略) (3) 矯正 ア 矯正相談料 <u>3,300円</u> イ～シ (略) (4)～(16) (略) (17) インプラント料金 ア (略) イ ステント制作費 (ア) ステント 1回目 1装置につき <u>a ステント 16,500円</u> <u>b ステント兼義歯</u> (a) 1歯から8歯まで <u>22,220円</u> (b) 9歯から14歯まで <u>31,570円</u> (イ)・(ウ) (略) ウ 埋入手術料(1次)(インプラント体及び手術に伴う材料費を含む。) (ア) 手術料 1本目 <u>176,550円</u> (イ) 手術料 2本目以降 1本増すごとにつき <u>128,680円</u> (ウ) (略) エ～キ (略) ク 技工物料金(上部構造体) (ア) 全部鑄造冠 a 金合金 <u>220,000円</u> b その他 <u>165,000円</u> (イ) ハイブリッドセラミック前装冠 <u>187,000円</u> (ウ) メタルセラミッククラウン <u>246,400円</u> (エ) オールセラミッククラウン <u>246,400円</u> (オ) ジルコニアクラウン <u>252,000円</u> ケ インプラント上部構造料 (ア) (略) (イ) カスタムアバットメント <u>36,670円</u> コ 補綴処置時の審美処置加算 (ア) カスタムアバットメントを使用する場合 <u>41,670円</u> (イ) (略) サ～ス (略)	得た額) セ～タ (略) (3) 矯正 ア 矯正相談料 <u>3,080円</u> イ～シ (略) (4)～(16) (略) (17) インプラント料金 ア (略) イ ステント制作費 (ア) ステント 1回目 1装置につき <u>16,500円</u> (イ)・(ウ) (略) ウ 埋入手術料(1次)(インプラント体及び手術に伴う材料費を含む。) (ア) 手術料 1本目 <u>170,500円</u> (イ) 手術料 2本目以降 1本増すごとにつき <u>122,630円</u> (ウ) (略) エ～キ (略) ク 技工物料金(上部構造体) (ア) 全部鑄造冠 a 金合金 <u>188,290円</u> b その他 <u>138,790円</u> (イ) ハイブリッドセラミック前装冠 <u>161,360円</u> (ウ) メタルセラミッククラウン <u>188,040円</u> (エ) オールセラミッククラウン <u>170,440円</u> (オ) ジルコニアクラウン <u>246,500円</u> ケ インプラント上部構造料 (ア) (略) (イ) カスタムアバットメント <u>33,700円</u> コ 補綴処置時の審美処置加算 (ア) カスタムアバットメントを使用する場合 <u>38,700円</u> (イ) (略) サ～ス (略)
--	---

セ テンポラリークラウン	セ テンポラリークラウン
(ア) メタル 1 歯につき <u>10,530円</u>	(ア) メタル 1 歯につき <u>9,980円</u>
(イ) メタル以外 1 歯につき <u>5,030円</u>	(イ) メタル以外 1 歯につき <u>4,480円</u>
ソ・タ (略)	ソ・タ (略)
チ 可撤式床義歯	チ 可撤式床義歯
(ア) レジン床 <u>238,780円</u>	(ア) レジン床 <u>234,380円</u>
(イ) 金合金 <u>793,180円</u>	(イ) 金合金 <u>788,780円</u>
(ウ) 金パラジウム合金 <u>515,980円</u>	(ウ) 金パラジウム合金 <u>511,580円</u>
(エ) チタン <u>407,000円</u>	(エ) チタン <u>385,080円</u>
(オ) コバルトクロム合金 <u>352,000円</u>	(オ) コバルトクロム合金 <u>330,080円</u>
ツ〜ト (略)	ツ〜ト (略)
ナ 磁性アタッチメント (インプラント)	ナ 磁性アタッチメント (インプラント)
(ア) キーパー	(ア) キーパー <u>28,010円</u>
a <u>14mm高</u> <u>30,310円</u>	
b <u>30mm高</u> <u>31,810円</u>	
(イ) マグネット <u>26,110円</u>	(イ) マグネット <u>22,410円</u>
ニ・ヌ (略)	ニ・ヌ (略)
ネ ドルダーバー	ネ ドルダーバー
(ア) コーピング <u>56,650円</u>	(ア) コーピング <u>56,100円</u>
(イ) バー及びスリーブセット <u>56,650円</u>	(イ) バー及びスリーブセット <u>56,100円</u>
(ウ) バーのみ <u>34,240円</u>	(ウ) バーのみ <u>33,690円</u>
(エ) スリーブのみ <u>34,240円</u>	(エ) スリーブのみ <u>33,690円</u>
ノ アンカーアバットメント装着料 <u>23,040円</u>	ノ アンカーアバットメント装着料 <u>22,490円</u>
ハ エリプティカルマトリックス <u>17,440円</u>	ハ エリプティカルマトリックス <u>16,890円</u>
ヒ ラメラリテンションインサート <u>11,830円</u>	ヒ ラメラリテンションインサート <u>11,280円</u>
フ テレスコープ (コーヌスクローネ内冠、ミリングバー等を含む。)(第2号エに定める料金を含む。) 1 歯につき <u>25,930円</u>	フ テレスコープ (コーヌスクローネ内冠、ミリングバー等を含む。)(第2号エに定める料金を含む。) 1 歯につき <u>25,380円</u>
ヘ〜マ (略)	ヘ〜マ (略)
ミ インプラントナイトガード (院内技工及び印象代を含む。) <u>19,330円</u>	ミ インプラントナイトガード (院内技工及び印象代を含む。) <u>18,780円</u>
ム〜ラ (略)	ム〜ラ (略)
(18) 麻酔	(18) 麻酔
ア 静脈内鎮静法	ア 静脈内鎮静法
(ア) 実施時間が2時間までの場合 <u>16,500円</u>	(ア) 実施時間が2時間までの場合 <u>11,620円</u>
(イ) 実施時間が2時間を超える場合 <u>16,500円</u> に2時間を超える30分までごとに <u>6,600円</u> を加算した額	(イ) 実施時間が2時間を超える場合 <u>11,620円</u> に2時間を超える30分までごとに <u>5,780円</u> を加算した額
イ・ウ (略)	イ・ウ (略)

(19)～(22) (略)	(19)～(22) (略)
22～39 (略)	22～39 (略)
備考 (略)	備考 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。

告 示

◎新潟県告示第891号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第10条の2の規定により、平成16年6月新潟県告示第1391号（新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額）の一部を次の表のように改正する。

令和7年9月26日

新潟県知事 花 角 英 世

(下線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
1 知事が定める額			1 知事が定める額		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>18万6,050円</u> を超えるときは、 <u>18万6,050円</u>)	常時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>17万7,950円</u> を超えるときは、 <u>17万7,950円</u>)
	(2) (略)	(略)		(2) (略)	(略)
随時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>9万2,980円</u> を超えるときは、 <u>9万2,980円</u>)	随時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>8万8,980円</u> を超えるときは、 <u>8万8,980円</u>)
	(2) (略)	(略)		(2) (略)	(略)

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和7年8月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

◎新潟県告示第892号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

令和7年9月26日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	新潟県生第426号
肥料の種類	菌体肥料
肥料の名称	菌体肥料1号
保証成分量	窒素全量 1.1%
その他の規格	使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	株式会社ホーネンアグリ 新潟県長岡市飯塚1986番地
失効年月日	令和7年8月30日

◎新潟県告示第893号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料を登録した。

令和7年9月26日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	新潟県生第436号
肥料の種類	副産肥料
肥料の名称	五泉きこの菌床焼却灰
保証成分量	く溶性りん酸 15.0% く溶性加里 9.0% く溶性苦土 4.0%
その他の規格	使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	ユキグニファクトリー株式会社 新潟県南魚沼市余川89番地
登録年月日	令和7年9月18日

登録番号	新潟県生第437号
肥料の種類	副産肥料
肥料の名称	第4B Cきこの菌床焼却灰
保証成分量	く溶性りん酸 16.0% く溶性加里 15.0% く溶性苦土 5.0%
その他の規格	使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	ユキグニファクトリー株式会社 新潟県南魚沼市余川89番地
登録年月日	令和7年9月18日

登録番号	新潟県生第438号
肥料の種類	菌体りん酸肥料
肥料の名称	小野田菌体りん酸肥料1号
保証成分量	りん酸全量 20.0%
その他の規格	使用される原料、含有を許される有害成分の

	最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	小野田化学工業株式会社 東京都港区海岸一丁目15番1号
登録年月日	令和 7 年 9 月 9 日

◎新潟県告示第894号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新潟市の新津郷土地改良区の定款の変更を令和7年9月17日認可した。

令和 7 年 9 月 26 日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第895号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和7年9月29日から令和7年10月27日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 26 日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
上越市 三和土地改良区	三和	維持管理事業	変更	土地改良事業変更計画書の写し 定款の写し	上越地域振興局農林振興部ウェブサイト	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第896号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 26 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 路線名 県道 高根村上線

2 供用開始の区間

村上市関口字中道758番1から同市関口字横道528番まで

3 供用開始の期日 令和7年9月26日

公 告

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域的生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年9月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称）クスリのアオキ水原南店

所在地 阿賀野市市野山245番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ

法人代表者氏名 代表取締役 青木 宏憲

住所 石川県白山市松本町2512番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ

法人代表者氏名 代表取締役 青木 宏憲

住所 石川県白山市松本町2512番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年5月9日

4 大規模小売店舗の店舗面積の合計

計1,354平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

・位置 届出書に添付された図面のとおり

・収容台数 計52台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

・位置 届出書に添付された図面のとおり

・収容台数 計10台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

・位置 届出書に添付された図面のとおり

・面積 計24.0平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

・位置 届出書に添付された図面のとおり

・容量 計6.912立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社クスリのアオキ

午前9時00分から翌午前0時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から翌午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

・出入口の数 2箇所

・位置 届出書に添付された図面のとおり

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設 1
午前 6 時00分から午後 9 時00分
- 7 届出年月日
令和 7 年 9 月 8 日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、阿賀野市産業建設部商工観光課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
令和 7 年 9 月26日から令和 8 年 1 月26日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和 7 年 9 月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 （仮称）クスリのアオキ田上店
所在地 南蒲原郡田上町大字吉田新田字大清水沢乙550-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ
法人代表者氏名 代表取締役 青木 宏憲
住所 石川県白山市松本町2512番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ
法人代表者氏名 代表取締役 青木 宏憲
住所 石川県白山市松本町2512番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和 8 年 5 月 9 日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計1,267平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおりに
 - ・収容台数 計50台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおりに
 - ・収容台数 計10台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおりに
 - ・面積 計24.0平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおりに

- ・容量 計6.480立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社クスのアオキ
午前9時00分から翌午前0時00分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 2箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設 1
午前6時00分から午後9時00分
- 7 届出年月日
令和7年9月8日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、田上町産業振興課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
令和7年9月26日から令和8年1月26日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、泌尿器科診察台について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年9月26日

新潟県立津川病院長 原 勝人

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
泌尿器科診察台 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和7年12月25日（木）
- (4) 納入場所
新潟県立津川病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-4497
新潟県東蒲原郡阿賀町津川200番地
新潟県立津川病院
電話番号 0254-92-3311

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記 3 (1) の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

令和 7 年 10 月 1 日 (水) 午後 3 時 00 分

4 入札、開札の日時及び場所

令和 7 年 10 月 3 日 (金) 午前 10 時 00 分

新潟県立津川病院 機能訓練室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程 (昭和 60 年新潟県病院局管理規程第 5 号。以下「規程」という。) 第 186 条第 3 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立津川病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記 3 (3) により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第 197 条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について (公告)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条第 1 項の規定により、器具洗浄機の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和 7 年 9 月 26 日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

器具洗浄機 一式

- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。

- (3) 納入期限
令和8年3月31日

- (4) 納入場所
新潟県立新発田病院

- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 指名停止期間中の者でないこと。
(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課
電話番号 0254-22-3121 内線2516

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
令和7年10月6日（月）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和7年10月9日（木）午前10時30分
新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否
要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす

る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、耳鼻咽喉ビデオシステムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年9月26日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

耳鼻咽喉ビデオシステム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和8年3月31日

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和7年10月6日（月）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和7年10月9日（木）午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

プロポーザル競技の結果について（公告）

新潟県立新発田病院臨床検査機器等の構築業務に係るプロポーザル競技について、厳正に審査した結果、最優秀提案者を決定したので、次のとおり公告する。

令和7年9月26日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 最優秀提案者

アズサイエンス株式会社

2 競技実施公告日

令和7年7月18日

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、L3コアスイッチ入替作業について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年9月26日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

L3コアスイッチ入替作業 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期限

契約締結日から令和7年12月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県建設工事入札参加資格者名簿の工種又は業種「電気通信」に登載されているものであること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課経営係

電話番号 0254-22-3121 内線2519

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和7年10月10日（金）午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階 大会議室

5 本件入札に係る参加申請書の提出

- (1) 入札希望者は令和7年10月6日午後5時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認申請書を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は、令和7年10月6日までに必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。
- (2) 入札参加確認申請書の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) 暴力団の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行にあたり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第13号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年9月26日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前																								
(教養課) 第3条の2 教養課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(3) (略) <u>(4) 警察装備（拳銃に係るものに限る。）に関する</u> <u>こと。</u> <u>(5) (略)</u> (警務課) 第5条 警務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(8) (略) <u>(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u> <u>(11) (略)</u> <u>(12) (略)</u> <u>(13) (略)</u> <u>(14) (略)</u> <u>(15) (略)</u> <u>(16) (略)</u> <u>(17) (略)</u> <u>(18) (略)</u> <u>(19) (略)</u> <u>(20) (略)</u> <u>(21) (略)</u> (装備施設課) 第7条 装備施設課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 警察装備<u>（拳銃に係るものを除く。）</u>に関する こと。 (2)～(5) (略) 別表第1（第39条関係） <table><tr><th>課 名</th><th>名 称</th><th>分 掌 事 務</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">警務課</td><td>企画室</td><td><u>第5条第3号から第8号</u> <u>までに掲げる事務</u></td></tr><tr><td>犯罪被害 者支援室</td><td><u>第5条第17号から第20</u> <u>号までに掲げる事務</u></td></tr><tr><td>新潟中央</td><td>新潟中央警察署開署準</td></tr></table>			課 名	名 称	分 掌 事 務	(略)			警務課	企画室	<u>第5条第3号から第8号</u> <u>までに掲げる事務</u>	犯罪被害 者支援室	<u>第5条第17号から第20</u> <u>号までに掲げる事務</u>	新潟中央	新潟中央警察署開署準	(教養課) 第3条の2 教養課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(3) (略) <u>(4) (略)</u> (警務課) 第5条 警務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(8) (略) <u>(9) 警察装備（拳銃に係るものに限る。）に関する</u> <u>こと。</u> <u>(10) (略)</u> <u>(11) (略)</u> <u>(12) (略)</u> <u>(13) (略)</u> <u>(14) (略)</u> <u>(15) (略)</u> <u>(16) (略)</u> <u>(17) (略)</u> <u>(18) (略)</u> <u>(19) (略)</u> <u>(20) (略)</u> <u>(21) (略)</u> <u>(22) (略)</u> (装備施設課) 第7条 装備施設課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 警察装備に関すること<u>（警務課の所掌に属す</u> <u>るものを除く。）</u>。 (2)～(5) (略) 別表第1（第39条関係） <table><tr><th>課 名</th><th>名 称</th><th>分 掌 事 務</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">警務課</td><td>企画室</td><td><u>第5条第3号から第9号</u> <u>までに掲げる事務</u></td></tr><tr><td>犯罪被害 者支援室</td><td><u>第5条第18号から第21</u> <u>号までに掲げる事務</u></td></tr></table>			課 名	名 称	分 掌 事 務	(略)			警務課	企画室	<u>第5条第3号から第9号</u> <u>までに掲げる事務</u>	犯罪被害 者支援室	<u>第5条第18号から第21</u> <u>号までに掲げる事務</u>
課 名	名 称	分 掌 事 務																											
(略)																													
警務課	企画室	<u>第5条第3号から第8号</u> <u>までに掲げる事務</u>																											
	犯罪被害 者支援室	<u>第5条第17号から第20</u> <u>号までに掲げる事務</u>																											
	新潟中央	新潟中央警察署開署準																											
課 名	名 称	分 掌 事 務																											
(略)																													
警務課	企画室	<u>第5条第3号から第9号</u> <u>までに掲げる事務</u>																											
	犯罪被害 者支援室	<u>第5条第18号から第21</u> <u>号までに掲げる事務</u>																											

	警察署準備室	備に関する事務
(略)		
別表第3 (第48条関係)		
課名	職名	職務
(略)		
教養課	教養管理官	第3条の2第1号から第4号までに掲げる事務
	(略)	
(略)		
警務課	(略)	
	人事管理官	第5条第9号から第13号までに掲げる事務
	給与管理官	第5条第14号から第16号までに掲げる事務
	犯罪被害者支援室長	(略)
	新潟中央警察署準備室長	新潟中央警察署準備室に関する事務
(略)		
別表第4 (第56条関係)		
警察署名	課名	分掌事務
新潟 長岡 上越	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務(第5条第14号に掲げる事務を除く。)、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務(新潟警察署に限る。)
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)、警務部厚生課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)及び警務部警務課の所掌に属

(略)		
別表第3 (第48条関係)		
課名	職名	職務
(略)		
教養課	教養管理官	第3条の2第1号から第3号までに掲げる事務
	(略)	
(略)		
警務課	(略)	
	人事管理官	第5条第10号から第14号までに掲げる事務
	給与管理官	第5条第15号から第17号までに掲げる事務
	犯罪被害者支援室長	(略)
(略)		
別表第4 (第56条関係)		
警察署名	課名	分掌事務
新潟 長岡 上越	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務(第5条第15号に掲げる事務を除く。)、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務(新潟警察署に限る。)
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)、警務部厚生課の所掌に属する事務(警察署警務課の分掌に属する事務を除く。)及び警務部警務課の所掌に属

		する事務のうち第5条第14号に掲げる事務			する事務のうち第5条第15号に掲げる事務
	(略)			(略)	
新潟西	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第14号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務	新潟西	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第15号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第14号に掲げる事務		会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第15号に掲げる事務
	(略)			(略)	
新潟東 新発田 燕	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第14号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟東警察署に限る。）	新潟東 新発田 燕	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第15号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟東警察署に限る。）
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌		会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌

		に属する事務を除く。)、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第14号に掲げる事務			に属する事務を除く。)、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第15号に掲げる事務
	(略)			(略)	
新潟中央 江南 新潟北 秋葉 新潟南 西蒲 村上 阿賀野 津川 五泉 三条 加茂 見附 与板 小千谷 小出 十日町 南魚沼 柏崎 妙高 糸魚川 佐渡	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、留置管理課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第14号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟中央警察署、江南警察署、新潟北警察署、秋葉警察署、新潟南警察署及び西蒲警察署に限る。）	新潟中央 江南 新潟北 秋葉 新潟南 西蒲 村上 阿賀野 津川 五泉 三条 加茂 見附 与板 小千谷 小出 十日町 南魚沼 柏崎 妙高 糸魚川 佐渡	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、留置管理課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第15号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟中央警察署、江南警察署、新潟北警察署、秋葉警察署、新潟南警察署及び西蒲警察署に限る。）
	会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第14号に掲げる事務		会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第15号に掲げる事務
	(略)			(略)	

附 則

この規則は、令和7年9月29日から施行する。